

別紙：一抜け方式について（令和8年6月25日公告）

1 対象工事

	工事番号	工事名	入札方式
ア	中建第13号	主要地方道新潟亀田内野線（関屋大川前1丁目他地内）舗装修繕工事	一般競争入札
イ	中建第10号	市道南3－80号線外（新光町地内）舗装修繕工事	一般競争入札

2 内 容

- ・開札の順番は、予定価格の高い順（ア⇒イ）で行う。
- ・対象工事（ア）の落札候補者が行った対象工事（イ）の入札は無効とする。
- ・対象工事（ア）で落札候補者となり、対象工事（イ）の入札を無効とされたものは、対象工事（ア）の落札候補者決定を取り消され失格となった場合でも、対象工事（イ）の入札は無効としたまま変更しない。
- ・ただし、各対象工事で上記のとおり取扱った結果、落札候補者が決定しない場合においてのみ、一抜けによる無効は考慮しないこととする。

3 落札候補者決定の例示

【対象工事（ア）・（イ）の参加者が同じで、価格順位が異なった場合】

対象工事（ア）ではA社が、（イ）ではC社が落札候補者となり、対象工事（ア）でA社が落札候補者を取り消され失格となった場合、対象工事（ア）では次順位のB社を落札候補者とし、B社が行った対象工事（イ）の入札を無効とする。

	ア		イ	
1	A社	落札候補者	A社	無効
2	B社		C社	落札候補者
3	C社		B社	

⇒候補者取り消し

	ア		イ	
1	A社	候補者取消 失格	A社	無効
2	B社	落札候補者	C社	落札候補者
3	C社		B社	無効